

第 47 類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

注

- 1 第 47.02 項において「化学木材パルプ（溶解用のものに限る。）」とは、水酸化ナトリウムを 18% 含有するかせいソーダ溶液に温度 20 度で 1 時間浸せきした後の不溶解性部分の重量が、ソーダパルプ及び硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）にあつては全重量の 92% 以上、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）にあつては全重量の 88% 以上の化学木材パルプをいう。ただし、亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）については、灰分の含有量が全重量の 0.15% 以下のものに限る。